様式第５号の15　　年　　月　　日

委　任　状

行政書士以外が代理申請を行う場合

受任者

【本人(委任者)との続柄：　　】 連絡先

氏　　名

住　　所

行政書士が代理申請する場合

【行政書士登録番号：　　】

事 務 所 名

行政書士名　　職印

連絡先(TEL及びE-Mail)

本人の親族以外の者で行政書士(行政書士法人含む)ではない者が、業として官公署に提出する書類を作成することは行政書士法上、原則として禁止され、違反者には罰則が科されることがあります。そのため、上記行政書士を代理人と定め、下記の権限を委任します。また、上記の者が本人の親族である場合は、上記親族を代理人と定め、下記の権限を委任します。

【委任事項】

１．下記土地の**農地法第　　条・現況証明願・非農地証明願**に基づく許可申請書の作成補正及び提出手続き並びに許可書（受理通知書）の受領

※本人(委任者)は、代理人が作成した申請書の内容を了解しており、申請書の提出後に大幅な内容の変更が行われる場合は、別途、確認書(任意様式)を作成する。

土地の表示（地番）　　地目　　面積（㎡）

２．目的（　　）

【本人(委任者)】

住所

氏名　　印　連絡先(TEL、E-Mailなど)

住所

氏名　　印　連絡先(TEL、E-Mailなど)

住所

氏名　　印　連絡先(TEL、E-Mailなど)

許可申請に係る譲渡人、譲受人それぞれ自署あるいは記名押印のこと。

(注1)行政書士にあっては行政書士証票（申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法法人の補助者である場合は補助者証）を申請書等を提出する際に提示すること。

(注2)代理人が行政書士である場合は、行政書士登録番号を記載すること。

(注3)行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類を作成することを業をすることは、行政書士法違反となり、刑事罰が科される場合があります。

【参考法令】行政書士法第１９条第１項及び第２１条２項

（業務の制限）

第１９条　行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第１条の２に規定する業務を行うことができない。

ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

（罰則）

第２１条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

１　行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの

２　第１９条第１項の規定に違反した者

【行政書士法に係る問い合わせ先】

沖縄県行政書士会　TEL：０９８－８７０－１４８８　E-Mail：gyousei@rice.ocn.ne.jp